

**【申請書類：記載時の要領と留意点、チェックリスト】**

氏名：\_\_\_\_\_

**<事前相談時の持ち物>**

- 申請書類一式（当該用紙を含む。）
- 写真 2枚：認定願（様式1）用、認定書用
- 写真付きの本人確認書類
  - 外国籍の者はパスポート（写真付）
  - 日本国籍の者はパスポート・運転免許証など日本国の公的機関が発行した書類
- 筆記用具

**<申請書類の確認・チェック>**

1. 申請書類については、下記の表に従って準備してください。なお、様式の指定があるものは、「所定様式・記入例」からリンクをクリックし、様式ファイルをダウンロードしてください。
  - (1)申請書類の様式は、<PDF形式>で示しています。
  - (2)「記入例<PDF形式>」をもとに、作成してください。
  - (3)<Excel形式>があわせて掲載されているものは、Excel入力での作成が可能です。  
ただし、様式を変えることは禁じます。
2. 申請書類の作成については、「留意点等」を確認し、記入例を参考にしてください。
3. 申請書類の確認については、「留意点等」の各項目をチェック（）し、  
すべて満たしていれば「確認」欄にチェック（）をして、申請時に不備がないようにしてください。

項目	申請書類	所定様式・記入例	公証 が必要 な書類	留意点等	確認
1	関西広域連合准看護師試験受験資格認定概要【概要】	<a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>  記入例 <a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>  <a href="#">&lt;Excel形式&gt;</a>		「認定基準項目」について、「本人状況」を記入する。 <input type="checkbox"/> 看護師学校養成所名に変更があった場合は、（現在： ）の欄に変更後の学校名を記載すること。 <input type="checkbox"/> 「2. 教育課程の履修時間」は、様式4と一致すること。 <input type="checkbox"/> 「3. 教育環境」は、様式5と一致すること。 <input type="checkbox"/> 「5. 看護師免許の取得、看護師免許取得の資格」は、免許登録・発行機関の名称を記入する。 <input type="checkbox"/> 看護師免許取得の資格・制度は法令根拠に基づいていること。 <input type="checkbox"/> 「6. 国家試験制度」は、国家試験制度に相当する制度の有無を選択する。 <input type="checkbox"/> 他、申請書類との整合性を確認する。	<input type="checkbox"/>
2	准看護師試験受験資格認定願【様式1】	<a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>  記入例 <a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>  <a href="#">&lt;Excel形式&gt;</a>		<input type="checkbox"/> 外国籍の者は、生年月日は西暦で記入する。 <input type="checkbox"/> 6か月以内に脱帽正面で撮影した指定サイズ(6cm×4cm)の顔写真を申請時に貼付する。写真の裏面には撮影年月日と氏名を記載する。 <input type="checkbox"/> 学歴は、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学卒業年次を各々の学校について西暦で記入する。 <input type="checkbox"/> 「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」別に、申請者の履修した科目の単位数と換算した時間数を記入する。 （様式4と一致すること） <input type="checkbox"/> 「専門分野」は、講義（学内での講義、実習及び演習）と、病院や施設など学外での実習（臨地実習）を区分して記入する。 （様式4と一致すること） <input type="checkbox"/> 申請日の記入は、申請時の年月日とする。	<input type="checkbox"/>

項目	申請書類	所定様式・記入例	公証 が必要 な書類	留意点等	チェッ ク
3	本人確認書類 次の四つの書類の うち、いずれか一つ  ①住民票	—		<input type="checkbox"/> 日本国籍を有する者は、本籍の記載があり、「マイナンバー」が記載されていないものに限る(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの)。 <input type="checkbox"/> 申請前6か月以内に発行されたものであること。	□
	②在留カード写し ※原本確認のため、 原本を持参して 下さい。	—		「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)」の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。	
	③戸籍抄本又は 戸籍謄本	—		<input type="checkbox"/> 日本国籍を有する者に限る。 <input type="checkbox"/> 申請前6か月以内に発行されたものであること。	
	④旅券写し ※原本確認のため、 原本を持参して 下さい。	—		<input type="checkbox"/> 外国籍の者に限る。 <input type="checkbox"/> 申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する者であること。	
4	看護師国家試験受験資格 認定の認定不可内容 【様式2】	<a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>  記入例 <a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>  <a href="#">&lt;Excel形式&gt;</a>		<input type="checkbox"/> 看護師国家試験受験資格認定の申請を行った者で、「認定不可」となった者は、その理由を記載する。 ※申請を行っていない者は提出の必要はない。	□
5	医師の診断書 【様式3】	<a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>  記入例 <a href="#">&lt;PDF形式&gt;</a>		<input type="checkbox"/> 日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 外国籍の者は、生年月日が西暦で記載されていること。	□
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">看護師免許証</div>  ①外国で取得した 看護師免許証 ②外国で取得した 看護師免許証の写し ③外国で取得した 看護師免許証の 日本語訳	—	○	<input type="checkbox"/> 外国では日本の看護師免許証に相当する書類が複数ある場合があるため、必要書類は全て準備する。 <input type="checkbox"/> 日本における看護師に相当する資格であり、准看護師に相当する資格ではない。 <input type="checkbox"/> 看護師免許取得見込ではなく、看護師免許を取得していること。 <input type="checkbox"/> 外国で取得した看護師免許の有効期限が切れている場合は更新し、有効期限内のものを用意する。 <input type="checkbox"/> 関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。	□

項目	申請書類	所定様式・記入例	公証 が必要 な書類	留意点等	確認
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">卒業証書または卒業証明書</div> ①卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書 ②卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書の写し ③卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書の日本語訳	—	○	<input type="checkbox"/> 卒業証書を提出する場合は、原本と写し及び日本語に訳したものを準備する。 <input type="checkbox"/> 卒業証書の提出ができない場合は、卒業証明書の原本及び日本語に訳したものを準備する。 <input type="checkbox"/> 卒業時と異なる学校養成所名で発行された卒業証明書の場合は、校名変更を証明する書類(パンフレット又は当該校の施設長による証明書等)を準備する。	□
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">学業成績書または学業成績証明書</div> ①卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書又は学業成績証明書 ②卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書又は学業成績証明書の写し ③卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書又は学業成績証明書の日本語訳	—	○	この書類は申請時の必須書類ではないが、必要時に提出を求める場合があるので準備しておくこと。 <input type="checkbox"/> 講義(学内での講義、実習及び演習)と、病院や施設など学外での実習(臨地実習)を区別し、修了状況が確認できる内容であること。 <input type="checkbox"/> 他校から移行単位がある場合、単位を取得した学校の書類(項目7、9)を併せて準備する。 <input type="checkbox"/> 卒業時と異なる学校養成所名で発行された成績証明書の場合は、校名変更を証明する書類(パンフレット又は当該校の施設長による証明書等)を準備する。 <input type="checkbox"/> 当該校のサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。(当該校の施設長の証明のあるものを準備する。)	□
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">講義要項・シラバス</div> ①卒業した外国看護師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類(教育科目、教育内容、時間数、単位数が記載された書類) ②上記書類の日本語訳	—	○	<input type="checkbox"/> 申請者が履修した分野・科目の教育内容、時間数及び単位数が明らかな書類であること。(学業成績証明書やシラバス等) <input type="checkbox"/> 履修分野・科目名、教育内容、単位数及び時間数が、項目8、10に記載されている内容と一致しているものであること。 <input type="checkbox"/> 教育内容は全体の概要ではなく、履修した科目ごとに明示されていること。 <input type="checkbox"/> 在学当時(西暦何年)に履修した教育内容であることが示されていること。 <input type="checkbox"/> 教育内容の書類は、当該校の施設長の証明のあるものに限る。(施設長の署名が記入されていること。学校印は不可とする。) <input type="checkbox"/> 教育科目、時間数は、講義(学内での講義、実習及び演習)と、病院や施設など学外での実習(臨地実習)の別がわかるように記載されていること。 <input type="checkbox"/> 講義だけでなく、臨地実習についても修了状況が確認できる内容であること。 <input type="checkbox"/> 単位制であっても必ず時間数に換算する。(換算方法は、当該校に確認し、当該校の施設長の署名のある書面を準備すること。) <input type="checkbox"/> クォーター制の場合は、セメスター制に換算し直す。 <input type="checkbox"/> 当該校のウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。(当該校の施設長の証明のあるものを準備する。)	□

項目	申請書類	所定様式・記入例	公証 が必要 な書類	留意点等	チェッ ク
10	<p>履修科目及び時間数の対照表</p> <p>保健師助産師看護師学校養成所指定規則における准看護師教育内容と外国看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表【様式4】</p>	<p>対照表</p> <p>&lt;PDF形式&gt;</p> <p>記入例</p> <p>&lt;PDF形式&gt;</p> <p>&lt;Excel形式&gt;</p>		<p>□ 対照表記入例を参考に記載する。</p> <p>□ 日本の教育内容に準じた履修科目を記載する。1行に1科目の履修科目を記載し、必要に応じて行を追加挿入する。</p> <p>□ 履修科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野別に記載する。</p> <p>□ 講義（学内での講義、実習及び演習）と、病院や施設など学外での実習（臨地実習）を区別する。</p> <p>□ 項目8、9に記載されている内容と一致すること。</p> <p>□ 履修科目名は、項目8、9の日本語訳と一致すること。</p> <p>□ 講義（学内での講義、実習及び演習）と、病院や施設など学外での実習（臨地実習）の1単位は、何時間での換算かを明記する。</p> <p>□ 単位制であっても、必ず時間数に換算する。 （換算方法は、当該校に確認し、当該校の施設長の署名のある書面を準備すること。）</p> <p>□ クォーター制の場合は、セメスター制に換算し直す。</p> <p>※所定様式が複数枚にわたっても構わない。</p> <p>※免許取得要件である教育内容が対象となるため、免許取得後の教育の記載は不要である。</p>	□
11	<p>施設現況書</p> <p>卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書【様式5】</p>	<p>&lt;PDF形式&gt;</p> <p>* 記入例</p> <p>&lt;PDF形式&gt;</p> <p>&lt;Excel形式&gt;</p>		<p>□ 施設長の自筆署名又は記名押印があること。（学校印は不可）</p> <p>□ 学校名は卒業証書等に記載されている表記と統一する。</p> <p>□ 施設設備、実習施設等の在学当時の現況を記載する。</p> <p>□ 在学当時の状況を記載し、「年月日時点」と当時の日付を記入する。（入学から卒業までの期間内の日付であること。）</p> <p>□ 教員組織は、看護学部のみ教授、准教授、講師の人数と常勤、非常勤の別での人数を記載する。</p>	□
12	<p>就労予定証明書</p> <p>【様式6】</p>	<p>&lt;PDF形式&gt;</p> <p>記入例</p> <p>&lt;PDF形式&gt;</p>		<p>准看護師免許取得後、速やかに関西広域連合内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）の医療施設等で准看護師として就労予定であることの証明書である。</p> <p>□ 申請者の本籍（国籍）、氏名は、項目2と同一であること。</p> <p>□ 外国籍の者は、生年月日が西暦で記載されていること。</p> <p>□ 施設名は、正式名称で記載され、管理者の署名があること。</p>	□
13	<p>日本語能力試験</p> <p>①日本語能力試験N1の認定書又は成績書 ②日本語能力試験N1の認定書又は成績書の写し</p>	—		<p>□ 認定書又は成績書の提出ができない場合、「日本語能力試験N1認定結果及び成績に関する証明書」の原本を準備する。</p> <p>※平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級も可とする。</p> <p>※日本の中学校及び高等学校を卒業している者は提出の必要はない。</p>	□
14	<p>学校養成所の認可証明</p> <p>①卒業した外国看護師学校養成所が正式に認可されていることが証明できる書類 ②卒業した外国看護師学校養成所が正式に認可されていることが証明できる書類の日本語訳</p>	—	○	<p>□ 卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府などによって正式に認可されたことが示されている書類を準備する。 （パンフレット又は証明書）</p> <p>□ 在学当時に認可されていた状況が確認できること。</p> <p>□ パンフレット・証明書は、当該校の施設長の証明のあるものに限る。（施設長の署名が記入されていること。学校印は不可。）</p> <p>□ 当該校のウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。（当該校の施設長の証明のあるものを準備する。）</p>	□

項目	申請書類	所定様式・記入例	公証 が必要 な書類	留意点等	確認
15	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">根拠法令</div> ①根拠法令の関係条文の抜粋 ②根拠法令の関係条文の抜粋の日本語訳	—	○	看護師免許取得に関する以下の内容の条文を揃える。 <input type="checkbox"/> 法律の目的 <input type="checkbox"/> 資格の定義 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 欠格事由 <input type="checkbox"/> 籍の登録 <input type="checkbox"/> 免許の交付及び免許証の付与（更新） <input type="checkbox"/> 免許登録の要件 <input type="checkbox"/> 免許取り消し又は業務停止処分の手続き <input type="checkbox"/> 国家試験の受験資格 <input type="checkbox"/> 看護師の業務 <input type="checkbox"/> 養成所の規定・基準 <input type="checkbox"/> 養成所の入学資格  <input type="checkbox"/> 免許取得時と現行の根拠法令の関係条文を準備する。 <input type="checkbox"/> 抜粋の場合は、箇所が分かるように明記する。 <input type="checkbox"/> 文献から引用した場合は出典を明記する。 <input type="checkbox"/> 関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。	□

\* 申請書類作成上の注意

1. 申請書類の部数は1部である。
2. 印刷はA4サイズで行い、横幅等がページ内に収まらない場合には印刷範囲を調整すること。
3. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。翻訳中の固有名詞も含めて全て日本語（ひらがな、カタカナ、常用漢字）で記載すること。
4. 項目6～9及び14、15については、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省あるいは法務局管内公証役場等)において、申請書類と日本語訳の両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
5. 項目6～8については、それぞれ原本を持参すること。（証明書以外の原本は照合後に返還する）
6. 項目11は、外国語に訳した書面で施設長の証明を受ける場合も、所定の様式を日本語訳として併せて提出すること。また、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省あるいは法務局管内公証役場等)において、申請書類と日本語訳の両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を提出すること。